

いちき串木野市エネルギー経費 負担軽減支援給付金に係る申請のご案内

（趣旨）エネルギー価格高騰への支援策として、市内事業者に対し、経営安定及び事業継続のため、給付金を交付します。

1 対象者（交付要件）

次のア～ウの条件を満たす必要があります。

ア 中小企業者若しくは小規模事業者であること

中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条に規定する中小企業者若しくは小規模事業者又はこれと同等と認められる者をいいます。

業種	中小企業者（いずれかを満たす場合）		うち小規模事業者
	資本金	常時使用の従業員数	常時使用の従業員数
製造業その他の業種	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下	5 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下	5 人以下

- ・医療を主たる業種とする法人の場合は従業員数 300 人以下
- ・フリーランスを含む「個人事業者」は、全収入（一時収入等を除く）の 2 分の 1 以上が事業収入であることとします。ただし、加算要件を満たす一部の農業者、林業者、漁業者を除く。

イ いちき串木野市内に事業所、店舗等を有すること

- ・事業所の確認は、法人にあっては、本社又は本店の所在地を市内に有する者、個人事業者にあつては、市内での事業実態が確認できる者としてします。
- ・申請時点において市内で 3 ケ月以上の事業を営んでおり、かつ今後 1 年以上事業の継続に向けて取り組む意欲があること。

ウ 以下のいずれにも該当しないこと

- ・いちき串木野市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は、同条第 2 号に規定する暴力団員。
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う個人事業者又は法人。
- ・市税等の滞納。
- ・補助金の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断する者。

2 給付金額

1 対象者につき次のとおりとします。

対 象		給付金額
個人事業者		20,000 円
法人 【従業員数】	1～4 人	20,000 円
	5～9 人	30,000 円
	10～19 人	50,000 円
	20～49 人	100,000 円
	50～99 人	150,000 円
	100 人～	200,000 円
加算（農業・林業）※ 1		50,000 円
加算（漁業）※ 2		

※ 1 対象者とは法人単位となります。個人事業者が複数の事業を営んでいる場合も同様です。

【加算要件】

- ※1 市内に住所を有し、認定農業者又は林業を営む事業者（法人）
- ※2 市内に住所を有し、鹿児島県漁業協同組合羽島支所、串木野支所、串木野市島平支所、市来支所のいずれかに所属する正組合員又は准組合員。ただし、准組合員の場合にあっては、漁業（水揚げ）の実績（令和7年1月1日から同年12月31日まで）が30回以上ある者に限る。

3 申請書類一覧

以下の資料1～9をご用意いただき、ご提出ください。

1	いちき串木野市エネルギー経費負担軽減支援給付金交付申請書	様式第1号
2	確定申告書類の写し	確定申告書類については、以下のものを提出してください。個人法人問わず①、②いずれも必要です。 『個人』 ※2025年申告分または2026年申告分 ①確定申告書 ②青色申告決算書または収支内訳書 『法人』 ※直近事業年度のもの ①法人税申告書別表1 ②法人事業概況説明書
3	事業所の所在地が確認できる書類の写し	開業届、営業許可、賃貸借契約書等 ※確定申告書類の写しで分かる場合は不要
4	本人確認書類（個人事業者のみ）	マイナンバーカード、運転免許証、資格確認書等の写し

5	従業員数が分かる書類 (法人のみ)	例) 雇用保険関係書類の写し ※法人事業概況説明書でわかる場合は不要
6	納税状況を確認できる書類 (個人事業者で市外在住者のみ)	居住市町村の納税証明書
7	いちき串木野市エネルギー経費負担軽減支援給付金交付請求書	様式第2号
8	通帳の写し	口座名義・番号等が分かるもの
9	加算要件を充足していることが確認できる書類 (加算対象者のみ)	水揚証明等(漁業: 准組合員のみ)

※申請者が記載した申請内容について、虚偽が判明した場合、交付した給付金の返還を命ずる場合があります。

※ご提出いただいた資料で交付要件をすべて確認できない場合は、追加の資料の提出をお願いすることがありますのでご了承ください。

☆申請書等の様式について

市のホームページ トップ⇒観光・産業・企業誘致⇒商工振興関係⇒いちき串木野市エネルギー経費負担軽減支援給付金事業からダウンロード

※ダウンロードできない場合は、以下の場所にて申請書等(様式)を準備しています。

- ① いちき串木野市役所 串木野庁舎2階 水産商工課
市来庁舎1階 市民生活課
- ② いちき串木野商工会議所
- ③ 市来商工会

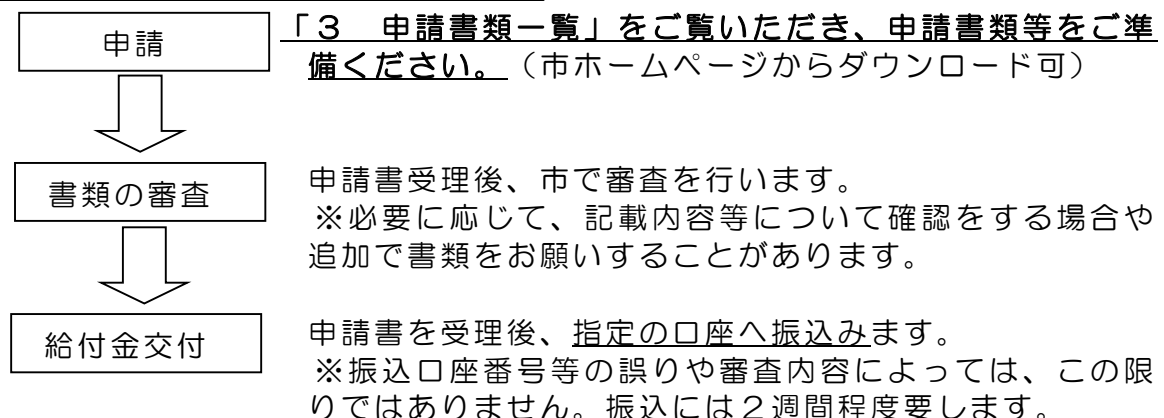
4 申請期間

令和8年8月24日(月)から10月23日(金)まで

※窓口申請受付は、期間内の月～金までの9:00～16:30(祝日は除く)

※郵送は、期間内の消印有効

5 申請から給付金交付までの流れ



6 申請方法・申込先

持参（串木野庁舎2階特設窓口）もしくは郵送（郵送料は申請者負担）でお願いします。

（郵送先住所）

〒896-8601 いちき串木野市昭和通 133-1
いちき串木野市役所（串木野庁舎）水産商工課あて

7 問合せ先

いちき串木野市役所水産商工課 電話 0996-33-5638（直通）
メール：shokan1@city.ichikikushikino.lg.jp

8 Q&A

Q1.2025 年申告分、2026 年申告分の確定申告書類はいつの期間の申告ですか。【個人】

A1.「2025 年申告分」は、令和6年1月1日から同年12月31日まで、「2026 年申告分」は、令和7年1月1日から同年12月31日までです。

Q2.法人事業概況説明書に記載の従業員数より申請時点の従業員数が多いのですが、法人事業概況説明書の従業員数で給付金は計算されますか。【法人】

A2.多い場合は申請時点の従業員数が分かる書類も併せて提出ください。参考書類は下記のとおりです。

「事業所別被保険者台帳」「雇用保険被保険者資格取得等確認通知書」

※いずれもハローワークで取得できますが、お時間等かかる可能性もございますのでご注意ください。

Q3.申請後、給付金はいつ頃振り込まれますか。

A3.申請日から2週間程度を予定しています。申請後、決定通知書を郵送しますので、決定通知書に記載の振込予定日にてご確認をお願いします。

Q4.創業後1年未満で確定申告書類がありません。申請できませんか。

A4.申請できます。ただし、確定申告書類の代わりに事業を開始してから現在に至るまでの売上台帳の写しと「3 申請書類一覧」の3に記載のいずれかの写しをご提出ください。